

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

居宅介護支援

泉ふるさと村居宅介護支援事業所

仙台市泉区松森字岡本前 27 番地

TEL 022-771-8085

FAX 022-773-1058

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(仙台市指定 第 0475504007 号)

当事業所はご契約者（利用者）に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者（利用者）が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

○ご契約者（利用者）の心身の状況やご契約者（利用者）とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

○ご契約者（利用者）の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者（利用者）及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービス利用に関する留意事項.....	5
7. 苦情の受付について.....	5

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 大石ケ原会
- (2) 法人所在地 仙台市青葉区南吉成六丁目 6 番 8
- (3) 電話番号 022-344-7731
- (4) 代表者氏名 理事長 千田 勝見
- (5) 設立年月 平成 7 年 3 月 3 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 要支援者及び要介護者のための居宅サービス計画の作成
- (3) 事業所の名称 泉ふるさと村居宅介護支援事業所 指定仙台市 0475504007 号
- (4) 事業所の所在地 仙台市泉区松森字岡本前 27 番地
- (5) 電話番号 022-771-8085
- (6) 所長 千葉 祥裕
- (7) 当事業所の運営方針

事業所の専門員は、要介護者等の希望や心身の状況に応じた居宅サービス計画の作成等を支援する。事業の実施に当たっては、公正中立の遵守及び関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- (8) 開設年月 令和元年 6 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 仙台市
- (2) 営業日及び営業時間 (月) ~ (金) 8 時 30 分~17 時 30 分
- (3) 休業日 土、日、祝祭日、および 12 月 29 日~1 月 3 日

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者（利用者）に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1 名 (主任介護支援専門員兼務)	1 名	介護支援専門員の管理 利用調整、業務管理
2. 主任介護支援専門員	1 名 (管理者兼務)	1 名	居宅サービス計画の作成・管理 サービス提供事業者・医療機関との調整 給付管理、苦情処理 介護支援専門員の指導、助言
3. 介護支援専門員	1 名	1 名	居宅サービス計画の作成・管理 サービス提供事業者・医療機関との調整 給付管理、苦情処理

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金 (契約書第3～6条、第8条参照)

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者（利用者）のご家庭を訪問して、ご契約者（利用者）の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

- a. 事業者は介護支援専門員（ケアマネジャー）に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- b. 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。
- c. 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮し、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- d. 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。
- e. 利用者やその家族は、ケアプランに位置付けるサービス提供事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが出来ます。また、ケアプランに位置づけられたサービス提供事業所について、その位置付けた理由について説明を求めることが出来ます。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者（利用者）及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
 - ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
 - ・ご契約者（利用者）の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
 - ・医療機関との連携促進の為、ご契約者（利用者）及びその家族等は、医療機関受診時及び入院時に、担当介護支援専門員（ケアマネジャー）の氏名、事業所情報等を医療機関へ提供して下さい。
 - ・事業者は、ご契約者（利用者）が医療系サービスの利用を希望している場合、ご契約者（利用者）の同意を得て主治医の意見を求め、この意見を求めた主治医に対してケアプランを交付いたします。
- また、ケアプランに位置付けたサービス提供事業所からの情報について、主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。なお、ご契約者（利用者）も医療機関等と速やかに連携が図れるよう情報提供をお願いいたします。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者（利用者）が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者（利用者）双方の合意に基づき、居宅サービス計

画を変更します。

④介護保険施設の情報提供

ご契約者（利用者）が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者（利用者）が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設の情報提供を行います。

<サービス利用料金>

①居宅介護支援に関するサービス利用料金

居宅介護支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づき介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）はご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者（利用者）の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合、下記のサービス利用料金の全額（※1）に、事業所の体制、利用者の状況等により、法令で定められた各種加算（※2）を加えた金額をいったんお支払いいただきます。（一月あたり）

※1 サービス利用料金の全額

要介護度	単位数	利用料金
要介護1、2	1,086単位	11,316円
要介護3～5	1,411単位	14,702円

※2 法令で定められた各種加算

加算の種類	単位数	利用料金
①初回加算	300単位	3,126円
②入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位	2,605円
③入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位	2,084円
④退院・退所加算（Ⅰイ）	450単位	4,689円
⑤退院・退所加算（Ⅰロ）	600単位	6,252円
⑥退院・退所加算（Ⅱイ）	600単位	6,252円
⑦退院・退所加算（Ⅱロ）	750単位	7,815円
⑧退院・退所加算（Ⅲ）	900単位	9,378円
⑨通院時情報連携加算	50単位	521円
⑩緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,084円
⑪ターミナルマネジメント加算	400単位	4,168円

※介護保険の給付額に変更があった場合、その額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

(2) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下の方法でお支払い下さい。

下記指定口座への振り込み
七十七銀行 泉支店 普通預金 5720320
社会福祉法人大石ヶ原会 介護老人福祉施設泉ふるさと村居宅介護支援事業 所長 千葉 祥裕

(3) 事故発生時の対応について (契約書第12、13条参照)

事業者は、利用者に対するサービスの提供に伴って事故が発生した場合には、速やかに市町村、契約者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業者の責任によりご契約者(利用者)に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者(利用者)に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者(利用者)の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(4) 契約の終了について (契約書第2、14条参照)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者(利用者)の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までにご契約者(利用者)から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者(利用者)が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者(利用者)の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ご契約者(利用者)が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

①ご契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第15、16条参照)

契約の有効期間内であっても、ご契約者(利用者)から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者(利用者)の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為(ハラスメント行為等)、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

②事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 17 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者（利用者）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者（利用者）が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（ハラスメント行為等）を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替 (契約書第 7 条参照)

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者（利用者）に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者（利用者）から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について (二者契約書第 18 条、三者契約書第 19 条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） [職名] 介護支援専門員 鈴木 壮
- 苦情解決責任者 [職名] 所長(管理者) 千葉 祥裕
- 第三者委員 [職名] 福祉サービス向上委員
南吉成拠点担当
中 田 年 哉 TEL 080-1699-4239
國 井 恵 子 TEL 080-1699-3661
松森拠点担当
白 澤 禎 子 TEL 080-1697-4587

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市健康福祉局 介護支援事業課 ケアマネジメント指導係	所在地	仙台市青葉区国分町 3 丁目 7-1
	電話番号	214-8626 FAX 214-4443
	受付時間	毎週月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時
国民健康保険団体連合会	所在地	仙台市青葉区上杉 1-2-3
	電話番号	222-7700 FAX 222-7260
	受付時間	毎週月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	仙台市青葉区本町 3-7-4
	電話番号	225-8476 FAX 265-4469
	受付時間	毎週月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

泉ふるさと村居宅介護支援事業所

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基ついで事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

契約者氏名

印

利用者住所

利用者氏名

印

この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基つき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。